

枚方市と枚方信用金庫との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と枚方信用金庫（以下「乙」という。）とは、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 2 条に定める基本理念にのっとり、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて連携協力を推進するため、つぎのとおり包括協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲及び乙相互の持つ知恵、情報及び技術を共有し、さらなる地域産業の競争力の強化、地域課題の解決などを図っていくことにより、まちの活性化を推進し、ひいては市民の定住及び市外からの転入を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第 2 条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- （1）市政に係る情報発信
- （2）地域産業活性化の支援
- （3）地域を担う人材の育成及び支援
- （4）文化・芸術やスポーツ振興の支援
- （5）防災体制の整備や災害時における支援
- （6）快適で暮らしやすい環境づくりの支援
- （7）その他、甲及び乙が必要と認める事項

（連携協力窓口の設置）

第 3 条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

（情報の共有）

第 4 条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲又は乙からこの協定の改廃の申入れがないときは、この協定の有効期間が 1 年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（協議事項）

第 6 条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 3 月 29 日

（甲）枚方市

市長 伏見 隆

（乙）枚方信用金庫

理事長 吉野 敬昌